

会津美里町結婚・子育てコンシェルジュ事業実施要綱

会津美里町結婚・子育てコンシェルジュ事業実施要綱（平成29年会津美里町告示第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化を図るため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージにおいて支援を行うため、会津美里町結婚・子育てコンシェルジュ事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージにおける相談及び支援に関することとする。

（結婚・子育てコンシェルジュ）

第3条 事業を円滑に推進するため、結婚・子育てコンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）を置く。

2 コンシェルジュは、第1条の支援を達成するため、必要な活動を行うものとする。

（みさと縁結びサポーター及びみさと縁結びサポーター企業）

第4条 事業を円滑に推進するため、事業に賛同する個人にみさと縁結びサポーター（以下「サポーター」という。）を、企業又は団体等（以下「企業等」という。）にみさと縁結びサポーター企業（以下「サポーター企業」という。）を置く。

2 サポーターは、適正に支援活動を実施できる20歳以上の個人とする。ただし、結婚相談、見合い及び結婚のあっせん等を業とする者は除く。

3 サポーター企業は、次に掲げる要件全てを満たす企業等とする。

（1）町内に所在し、結婚等応援のための支援窓口を設置する企業等（支店、工場等の単位も可）であること。

（2）事業に賛同し、企業内の従業員等に対し結婚等を希望する男女への支援を適正に行う企業等であること。

(3) 結婚相談、見合い及び結婚のあっせん等を業とする企業等でないこと。

4 サポーター及びサポーター企業は、コンシェルジュと連携し、第1条の支援を達成するため、必要な活動を行うものとする。

(サポーターの登録及び登録証の交付)

第5条 前条第4項の活動を希望するサポーターは、町長にみさと縁結びサポーター申込書(様式第1号)にみさと縁結びサポーター誓約書(様式第2号。以下「誓約書」という。)を添えて申請するものとする。

2 町長は、前項の規定によりみさと縁結びサポーター申込書の提出があったときは、必要な審査を行い登録の可否を決定し、申込者にみさと縁結びサポーター登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。その場合、みさと縁結びサポーター台帳(様式第4号。以下「サポーター台帳」という。)に速やかに登録しなければならない。

3 前項の登録の有効期間は、サポーター台帳に登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、サポーターから申出がない限り、更新されるものとする。

4 第2項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る内容に変更があったときは、みさと縁結びサポーター変更申込書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

5 町長は、前項の規定により縁結びサポーター変更申込書を提出されたときは、サポーター台帳を変更するとともに、必要に応じて申込者に変更後の登録証を交付するものとする。

(登録証)

第6条 サポーターは、その活動を行う際は、交付された登録証を携帯し、常にその身分を明らかにしなければならない。

2 サポーターは、登録証を他人に譲渡若しくは貸与し、又はその記載内容を改ざんしてはならない。

3 サポーターは、登録証を紛失した場合には、速やかに町に届け出るものとする。

4 サポーターは、その活動を辞する時又はその登録を解除された時は、速やかに町に登録証を返却するものとする。

(サポーター企業の登録)

第7条 第4条第4項の活動を希望するサポーター企業は、町長にみさと縁結びサポーター企業申込書（様式第6号）にみさと縁結びサポーター企業誓約書（様式第7号。以下「企業誓約書」という。）を添えて申請するものとする。

2 町長は、前項の規定によりみさと縁結びサポーター企業申込書の提出があったときは、必要な審査を行い登録の可否を決定し、当該登録を可としたときは、みさと縁結びサポーター企業台帳（様式第8号。以下「サポーター企業台帳」という。）に速やかに登録しなければならない。

3 前項の登録の有効期間は、サポーター企業台帳に登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、サポーター企業から申出がない限り、更新されるものとする。

4 第2項の規定により登録を受けた企業等は、当該登録に係る内容に変更があったときは、みさと縁結びサポーター企業変更申込書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

5 町長は、前項の規定によりみさと縁結びサポーター企業変更申込書を提出されたときは、サポーター企業台帳を速やかに変更しなければならない。

（登録の抹消）

第8条 町長は、サポーター及びサポーター企業が次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター台帳又はサポーター企業台帳の登録を抹消することができる。

（1） 誓約書及び企業誓約書に掲げる各事項に反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合

（2） 疾病その他の事由により活動を継続することができない場合

（3） 本人から活動を辞する旨の申出があった場合

（4） その他町長がサポーター等としてふさわしくないと認めた場合

（報酬等）

第9条 サポーター及びサポーター企業は、無報酬とする。

（秘密の保持）

第10条 サポーター及びサポーター企業は、その職務上知り得た事実を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（支援申込み等）

第11条 サポーターは、出会い及び結婚支援の申出を受ける場合には、みさと縁結び支援申込書（出会い・結婚支援）（様式第10号）及びみさと縁結び誓約書（様式第11号）の提出を求めるものとする。

2 サポーターは、妊娠及び出産相談の申出を受ける場合には、みさと縁結び支援申込書（妊娠・出産相談）（様式第12号）の、子育て相談の申出を受ける場合にはみさと縁結び支援申込書（子育て相談）（様式第13号）の提出を求めるものとする。

3 第1項及び前項の支援の提供は、コンシェルジュがサポーターを通じて行うものとし、コンシェルジュは、各申出を行った者の相談内容に沿って対応するよう努めるものとする。

（活動報告）

第12条 コンシェルジュ及びサポーターは、縁結び支援の提供をしたときは、みさと縁結び活動報告書（様式第14号）により、その内容等を町長に報告するものとする。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。